

消費者庁消費者制度課 意見募集担当宛て

件名：支援検討会報告書を受けた内閣府令（案）及びガイドライン（案）に関する意見

団体名 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

トクテイヒエイリカツドウハウジン ショウヒシヤシエンキコウカンサイ

住 所 大阪府大阪市中央区石町一丁目1番1号天満橋千代田ビル

〒540-0033

電話番号 06-6920-2911

電子メールアドレス info@kc-s.or.jp

意 見

「消費者契約法施行規則及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）』等に関する意見募集に対する意見

（法律名の表記について、以下では、消費者契約法を「消契法」、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律を「特例法」という。）

1. 「消費者契約法施行規則及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」に対する意見

（1）消契法施行規則8条2項について

【意見の趣旨】

議事録を公開対象から除外したことには一定の評価はできるが、議事録の提出自体を不要とすべきである。

【意見の理由】

議事録が公開対象であるため適格消費者団体が議事録を提出する際には相手方事業者名等のマスキングを行う必要があり、適格消費者団体にとって多大な事務負担となっている。そのため、議事録が公開の対象外となることで当該事務負担は軽減されることとなり、現行規定に比して改善されるという点では評価できる。

しかし、そもそも議事録の提出は消契法14条2項4号の体制整備確認書類として現行の適格消費者団体の認定、監督に関するガイドライン2（3）ウで例示

として記載されているものである。特定適格消費者団体については、特例法66条2項4号では同じく体制整備確認書類の提出が規定されているが、特例法施行規則10条2項や特定適格消費者の認定監督に関するガイドラインでは例示としても体制整備確認書類として議事録の提出は記載されていない。

そのため、適格消費者団体の事務負担の軽減のためには、特定適格消費者団体と同様にそもそも議事録の提出を不要とすべきである。

(2) 消契法施行規則12条3項、特例法施行規則14条3項について

【意見の趣旨】

賛成である。

【意見の理由】

軽微な変更があった場合においても届出をすることは適格消費者団体にとって事務負担増加の原因の一つである。そのため、届出が不要な軽微な変更事項の拡大には賛成である。

(3) 消契法施行規則28条について

【意見の趣旨】

検討会等を経ず慎重な検討を行わないまま拙速に改正するものであり反対である。

【意見の理由】

当団体は公開・非公開についてはルールを設け、公開することを原則としているが、過去非公開とした事例はある。例えば、広告表示に問題があると判断し、問い合わせを行ったが、事業者が「現在そのような広告は行っておらず、今後も行わない」と回答した事例、消費者契約法上問題のある契約内容に対して問い合わせを行ったが、社長が変わっており新たに同様の契約は消費者と交わしていない、といった事例である。

このように、適格消費者が相手方事業者に対して改善の申し入れを行い、事業者が改善を行う場合には、消契法41条に基づく請求及びこれに基づく改善のみならず、様々な段階、経緯、類型がある。いずれも今後の被害拡大は予想されず、差止請求の対象とはなりえない。今後も様々なケースが想定されるが、「相手方との間の協議が調ったと認められるもの」という規定では、どのようなケースが「協議が調った」こととなるのか不明確である。また、規定が不明確であるため「協議が調ったと」の認定について、適格消費者団体の判断と消費者庁との判断とが異なることが想定される。そのため、適格消費者団体としては、どのようなケースが公表されるのか不明であり事業者との交渉時にも支障が生じるうえ、事

業者にとっても想定外の事態となることも考えられる。

そのため、適格消費者団体が実際に行っている申し入れと事業者の対応の状況等を十分に踏まえたうえで、どのような場合、どのような内容を公表対象とするのか慎重に検討することが必要である。今回の改正案についてはその検討を経ていないため反対である。

(4) 消契法施行規則30条、特例法施行規則24条について

【意見の趣旨】

電子メールにより情報提供申請を可能とすることには賛成であるが、電子署名及び電子証明書を必要とすることには反対である。

【意見の理由】

現在、適格消費者団体が独立行政法人国民生活センター又は地方公共団体に對しP I O - N E T情報の提供を受けるためには書類で申請しており、これを電子メールで可能とすることは手続が簡素化されるため事務負担軽減の点からも賛成である。

しかし、電子署名及び電子証明書を必要とするのは手続が煩雑となり、新たな事務負担の原因となる。電子署名及び電子証明書を必要とする理由はいわゆる「なりすまし」対策と考えられるが、書類での申請に際して印鑑証明書の添付は求められておらず、消費者庁に登録されている適格消費者団体の住所にP I O - N E T情報を送付することで「なりすまし」対策が行われているものと考えられる。消費者契約法施行規則7条1号で適格消費者団体の電子メールアドレスは認定申請時に届けることとされており、この登録された電子メールアドレスを用いて申請と受信を行うことにより、書類での申請時と同様の成りすまし対策は可能である。

(5) 消契法施行規則31条1項、特例法施行規則25条1項について

【意見の趣旨】

P I O - N E Tに蓄積された情報を利用した作成された統計その他の情報（以下「急増指標情報等」という。）の提供を受けられることには賛成であるが、当該情報の提供を受けるために「申請を理由づける事実等を具体的に記載しなければならないこと」には反対である。

【意見の理由】

適格消費者団体が人的財政的に限られた資源を効率的に活用して消費者被害の防止、回復を図るためには申請時現在の急増指標情報等が必要である。資源を効率的に活用するためには、具体的な取引方法、取引内容、業界、業種が不明の段

階において、どのような取引形態で、あるいは、どのような業界において被害情報が急増しているのかを把握することが必要となる。

消契法施行規則 31 条に基づいて急増指標情報等の提供を受けるためには同法 30 条 1 項 3 号の「申請理由」が必要となり、同条 2 項において「申請を理由づける事実等を具体的に記載しなければならない」とされている。

この具体的な記載が求められる事実として取引方法、取引内容、業界等の記載が必要となれば、その時点で一定の制限された範囲の急増指標情報等しか提供を受けられなくなり、急増指標情報等の提供を求める目的が達成できない。

そのため、急増指標情報等については、申請を理由づける事実等の記載は不要としたうえで、一定時期に配信される急増指標情報は適格消費者団体にそのまま提供すべきである。

2. 「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂（案）新旧対照表」に対する意見

(1) 2 (2) ウについて

【意見の趣旨】

活動実績に関する書類の簡素化について賛成である。

【意見の理由】

詳細な活動実績に関する書類の作成は適格消費者団体にとって多大な事務負担となっている。例えば当団体が認定更新時提出した差止・要請活動、啓発活動、パブコメや提言関係の書類数は、150 通を超えている。そのため、簡素化には賛成である。

(2) 2 (3) ウについて

【意見の趣旨】

議事録を公開対象から除外したことには一定の評価はできるが、議事録の提出自体を不要とすべきである。

【意見の理由】

議事録が公開対象であるため適格消費者団体が議事録を提出する際には相手方事業者名等のマスキングを行う必要があり、適格消費者団体にとって多大な事務負担となっている。そのため、議事録が公開の対象外となることで当該事務負担は軽減されることとなり、現行規定に比して改善されるという点では評価できる。

しかし、そもそも議事録の提出は消契法 14 条 2 項 4 号の体制整備確認書類として現行の適格消費者団体の認定、監督に関するガイドライン 2 (3) ウで例示

として記載されているものである。特定適格消費者団体については、特例法66条2項4号では同じく体制整備確認書類の提出が規定されているが、特例法施行規則10条2項や特定適格消費者の認定監督に関するガイドラインでは例示としても体制整備確認書類として議事録の提出は記載されていない。

そのため、適格消費者団体の事務負担の軽減のためには、特定適格消費者団体と同様にそもそも議事録の提出を不要とすべきである。

3. 「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂（案）新旧対照表」に対する意見（2（1）オについて）

【意見の趣旨】

活動実績に関する書類の簡素化については一定の評価はできるが、新たに概要書面を作成せずとも事業報告書で代替できるとすべきである。

【意見の理由】

詳細な活動実績に関する書類の作成は適格消費者団体にとって多大な事務負担となっており、適格消費者団体を母体とする特定適格消費者団体にとっても多大な事務負担となることが当然に想定されていた。そのため、現行規定に比して改善されるという点では評価できる。しかし、特定適格消費者団体は適格消費者団体として消契法31条1項により毎事業年度終了後に事業報告書の作成が義務づけられている。事業報告書とは別に新たに活動実績の概要書面の作成が必要となると新たな事務負担となる。そのため、事業報告書をもって活動実績の概要書面に代替できることとすべきである。

以上